

ネットとうほく 2015 (検) 第 9 号 - 8

平成 30 年 11 月 29 日

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 4 - 3 - 2 0

神谷町 M T ビル

A I G 損害保険株式会社 御 中

(担当：個人セグメント個人傷害・医療保険戦略課

課長 松崎 泰世 様)

〒981-0933 宮城県仙台市青葉区柏木一丁目 2 - 4 0

ブライツシティ柏木 7 0 2 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉 岡 和 弘

電 話 0 2 2 - 7 2 7 - 9 1 2 3

F A X 0 2 2 - 7 3 9 - 7 4 7 7

U R L <http://www.shiminnet-tohoku.com>



要 請 書

平成 3 0 年 9 月 1 3 日付の回答書を踏まえ、以下の点をご連絡致します。

当方からの要請について、ご検討ありがとうございました。

2 0 名未満の独立した組織・学校等で、本件の「こども 2 4 時間総合保障制度」同様の保険が割引なく販売されており、そのような小さな組織・学校等に販売する保険料の価格との関係での割引率であるとのこと、承知いたしました。

なお、従前当団体から指摘しております、消費者庁のガイドライン（「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」）では、二重価格の記載について、「他の顧客向けの販売価格を比較対照価格とする二重価格表示を行う場合に、それぞれの販売価格が適用される顧客の条件の内容等について、実際と異なる表示を行ったり、あいまいな表示を行うときには、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがある」とされ、割引率の記載でも同様に考えられています。そのため割引の対象につきましてもは今後も、どのような価格に対する割引率であるのか、明確な記載となるようにしていただければと思います。

貴社からは、広告（パンフレット）の表示、記載につきましても、上述の20名未満の団体に販売する場合の保険料との関係での割引率であることを明確となるように改善する旨のご連絡を頂きましたので、再度、来年以降配布予定の貴社（及び宮城県PTA連合会）の本件保険パンフレットについて、改訂されたものをご送付くださいますよう、お願い申し上げます。

また、同様に、更新手続きの際に加入者に送付する「更新のご案内」につきましても、改訂されたものをご送付くださいますよう、お願い申し上げます。

以上